

宮崎県北部 フェリー利用者宿泊費助成について（団体向け）



宇和島運輸フェリー・九四オレンジフェリーをご利用いただき、ひむか共和国（宮崎県北部地域）内の宿泊施設を1泊以上宿泊ご利用いただいた団体に対して助成を行います。

ひむか共和国とは・・・

延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町の宮崎県北部の9市町村を指します。



～実施要項(団体向け)～

1. 乗車定員が11人以上の自動車ですり、宇和島運輸フェリーまたは九四オレンジフェリーを利用して宮崎県北部の宿泊施設に宿泊した団体に対して助成します。助成金額は次のとおりです。

フェリーに乗船する車の車長（1台あたり）

8m未満：10,000円 8m以上9m未満：15,000円 9m以上：20,000円

※その他のフェリー会社の航路を利用した場合は対象になりません。

2. 宿泊施設は、旅館業法第2条に規定された旅館業に該当するもののうち、下宿営業を除く施設に宿泊した場合に適用します（ホテル、旅館、民宿、キャンプ場のバンガローなど）。

下宿や個人宅への宿泊は該当しません。

3. 助成を受ける場合は、

①宮崎県北部広域行政事務組合フェリー利用者宿泊費補助金交付申請書

②宿泊施設の証明を受けた宮崎県北部広域行政事務組合 フェリー利用者宿泊費助成申込書(団体)

③宮崎県北部広域行政事務組合フェリー利用者宿泊費補助金交付請求書

に必要事項を記入し、フェリーの乗船証(写し可)を付けて、宮崎県北部広域行政事務組合事務局まで提出してください。

4. 申請書等の提出することができる期間は平成30年3月31日までです。

ただし、予定数を越えた時点で終了となります。予定数を越えた場合は助成を受けられない場合があります。

お問い合わせ先

宮崎県北部広域行政事務組合(事務局:延岡市企画課)

TEL:0982-22-7075 FAX:0982-22-7090

E-mail: 2-kikaku@city.nobeoka.miyazaki.jp